

業務管理体制の整備及び届出の内容

1 法令遵守責任者【全事業者】

- ① 事業者（法人）で1人を選任してください。
(各事業所に1人ではありません。)
 - ② 何らかの資格等を要するものではありません。
 - ③ **【法務部門を設置している事業者】**
介護保険法及び介護保険法に基づく命令（施行規則、指定基準・人員基準等）の内容に精通した法務担当の責任者の選任をお願いします。
- 【法務部門を設置していない事業者】**
事業者内部の法令遵守を確保することができる方の選任を御願います。
- ④ 代表者自身が法令遵守責任者となることを妨げるものではありません。
 - ⑤ 親（子、関連）会社の社員等、貴事業者（法人）の従業員でない者を法令遵守責任者に選任することはできません。

〈届出〉

法令遵守責任者の「氏名」、「生年月日」、「所属」、「職名」を記載してください。

2 法令遵守規程（業務が法令に適合することを確保するための規程）

【事業所・施設の数が20以上】

- ① 事業者の従業員に少なくとも法及び法に基づく命令の遵守を確保するための内容を盛り込む必要があります。
- ② 必ずしもチェックリストに類するものを作成する必要はなく、例えば、日常の業務運営に当たり、法及び法に基づく命令の遵守を確保するための注意事項や標準的な業務プロセス等を記載したものなど、事業者の実態に即したもので構いません。

〈届出〉

法令遵守規程の「概要」を届け出ることになります。
必ずしも改めて概要を作成する必要はなく、この規程の全体像が分かる既存のもので構いません。
また、法令遵守規程の全文を添付しても差し支えありません。

3 業務執行の状況の監査【事業所・施設の数100以上】

- ① 事業者が医療法人、社会福祉法人、特定非営利法人、株式会社等であって、既に各法の規定に基づき、その監事又は監査役（委員会設置会社にあつては、監査委員会）が法及び法に基づく命令の遵守の状況を確認する内容を盛り込んでいる監査を行っている場合には、その監査をもって介護保険法に基づく「業務執行の状況の監査」とすることができます。
- ② この監査は、事業者の監査部門等による内部監査又は監査法人等による外部監査のどちらの方法でも構いません。また、定期的な監査とは、必ずしも全ての事業所に対して、年1回行わなければならないものではありませんが、例えば事業所ごとの白己点検等と定期的な監査とを組み合わせるなど、効率的かつ効果的に行うことが望まれます。

〈届出〉

「業務執行の状況の監査の方法の概要」については、事業者がこの監査に係る規程を作成している場合には、当該規程の全体像が分かるもの又は規程全文を、規程を作成していない場合には、監査担当者又は担当部署による監査の実施方法が分かるものを届け出てください。